

迷惑な野焼き行為の禁止！

廃棄物処理法（※）第16条の2により、廃棄物の野外焼却、いわゆる「野焼き行為」が一部の例外を除き禁止されています（例外は下記参照）。この法律では、「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」とあり、廃棄物の焼却（野焼き行為）禁止に違反した場合は、**5年以下の懲役若しくは1,000万円（法人の場合は1億円）以下の罰金に処し、又はこれを併科**されることがあります（廃棄物処理法 第25条第1項第15号）。

また、ごみを焼却する場合は基準に適合した焼却炉で適正に焼却することが義務付けられています。一定の構造基準を満たしていない焼却炉については使用が禁止されておりますので、この構造基準を満たしていない焼却炉は使用しないでください。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律

■野焼き禁止の例外規定（抜粋）

- ①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ②震災・風水害・火災・凍霜害その他の災害の予防・応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
(例：災害等の応急対策)
- ③風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例：とんど焼き・塔婆の供養焼却等)
- ④農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例：焼き畑・畔草や下枝の焼却・魚網にかかったごみの焼却等)
- ⑤焚き火その他日常生活の焼却であって軽微なもの

■ごみ焼却炉の構造基準（抜粋）（廃棄物処理法施行規則 第1条の7）

- ①ごみを燃焼室で摂氏800℃以上の状態で燃やすことのできるもの
- ②外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入できること
- ③燃焼室の温度を測定できる装置（温度計）があること
- ④高温で燃焼できるように助燃装置があること
- ⑤焼却に必要な量の空気の通風が行われているものであること

以上の例外規定に該当するものもあります。しかし、例外の範囲内とはいえ、ごみは各家庭等で燃やして処理しないことが原則です。ごみを燃やした時に発生する煙には、ダイオキシン類が含まれているだけでなく、臭いが洗濯物についてしまったり、部屋に入るので窓が開けられず、また、ぜん息の方には大変辛いものでもあります。草などは畑や山林の肥料として使用することも可能かと思えますし、紙などはリサイクルすることができますので、極力燃やさないで処理する方法を実践されよう、よろしくお願ひします。